

令和 7 年 度

広島大学光り輝き入試 総合型選抜
法 学 部 法 学 科

問 題 【小論文】

令和 6 年 1 1 月 1 6 日（土）

自 9 時 3 0 分
至 1 1 時 0 0 分

答案作成上の注意

1. この問題冊子（表紙を含め 8 枚）には小論文の問題があります。
2. 解答用紙は 3 枚，下書き用紙は 1 枚です。
3. 解答はすべて指定された解答用紙に横書きで記入してください。
4. 受験番号は，解答用紙の所定の箇所に必ず記入してください。
5. 問題冊子，下書き用紙は，試験時間が終了するまで持ち出すことはできません。ただし，試験時間終了後は持ち帰って構いません。
6. 解答用紙は，持ち出してはいけません。

以下の文章を読んで、あとの問に答えなさい。

著作権保護の観点から、公表していません。

(1)

著作権保護の観点から、公表していません。

著作権保護の観点から、公表していません。

(2)

著作権保護の観点から、公表していません。

著作権保護の観点から、公表していません。

(公害問題研究会編『伊達環境権裁判—中間報告—』(1978 年、立教大学共生社会研究センター所蔵))

著作権保護の観点から、公表していません。

著作権保護の観点から、公表していません。

著作権保護の観点から、公表していません。

(3)

出典：禹 宗 杢・沼尻晃伸『〈一人前〉と戦後社会——対等を求めて』（岩波新書・2024 年）
141-157 頁（第三章 陶酔と錯覚——1970 年代～1990 年代、一「日本的」なるものと新たな「価値」
の噴出、より）

※原文は縦書き。設問にあたっては、文章の一部を省略、漢数字を算用数字に改め、文中の出典は原則
として省略、常用漢字以外にはルビを振るなどの改変を行っている。

問1 下線部（1）について、「著作権保護の観点から、公表していません。」とはどのようなものであったか、そして、
それが「著作権保護の観点から」理由について、説明しなさい。

問2 下線部（2）について、新たな政策が必要となった背景として、それまでの政策には何が欠け
ていたと考えられるか、説明しなさい。

問3 下線部（3）について、著者がこのように述べる理由は何か、あなたの考えを述べなさい。